

出入国ロビー利用規則

令和 年 月 日制定

横浜港大さん橋国際客船ターミナル（以下「当施設」）における出入国ロビー利用規則を定めます。

1 利用時間

- (1) 出入国ロビーについては午前9時から午後9時30分までご利用いただけます。
ただし、客船入港やその他の理由において開館、閉館時間が変更する場合がございます。
その場合は変更時間に従っていただきます。

2 利用申込み

- (1) 利用予定日**3か月前から10日前まで**にお申し込みください。
- (2) 「出入国ロビー利用申請書」と「企画趣意書」を記入の上、FAXまたはe-mailにてお申し込みください。
- (3) 支払いは利用日当日、現金にて1階防災センターで金額チケットを購入してください。防災センターにて領収証の発行が可能です。
- (4) 下見を希望する際はあらかじめ管理事務所へ電話にて連絡の上、日時を調整してください。
※カウンター利用については別途、定めてある「カウンター利用規則」をご確認ください。
※撮影利用については別途、定めてある「大さん橋撮影要項」をご確認ください。
※控え室利用については別途、定めてある「控え室（T-1・T-3会議室）利用規則」「アスカラウンジ利用規則」をご確認ください。

3 申込先

横浜港大さん橋国際客船ターミナル「出入国ロビー利用」担当まで。

電話：045-211-2304 FAX：045-212-3872

eメール：[お問合せフォーム](#)にてお申し込みください。

（件名に 出入国ロビー利用について。とお書きください。）

4 利用料金

- (1) 出入国ロビー：250円／1㎡（1日あたり）
※利用方法によって警備費用が発生いたします。また、必要に応じて清掃費用が発生いたします。

5 個人情報

- (1) 入手した個人情報は本件利用以外で使用することはありません。

6 禁止事項

- (1) 第三者への使用権譲渡や転貸を含め、予約時の目的と異なる用途で使用すること。
- (2) 公序良俗に反する使用や危険を伴う使用、騒音・喧嘩・暴力などにより周囲に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 許可のない販売行為。
- (4) 建物、付帯設備、備品の損傷行為。(損害を与えた場合は賠償の対象となります。)
- (5) 政治活動、宗教活動、反社会的組織による利用、不法行為、善良な風俗を乱す行為及びそれらに類似するもの。
- (6) 通路や点字ブロックをふさぐ、占拠する行為。消防設備の前に物を置く行為。
- (7) CIQ プラザや屋上の芝生等の立入禁止エリアへの入場。
- (8) クルーズデッキ、スロープおよび新港側通路は避難誘導路にあたるため占有できません。
- (9) 指定場所以外での喫煙

※禁止事項違反により、継続利用が困難と認められる場合は、直ちに利用を中止していただくことがあります。その場合受領済み費用はご返金しません。

7 利用の制限

- (1) 上記「禁止事項」に該当する場合
- (2) 「施設利用申請書」の記載に虚偽の申請があった場合
- (3) 管理者の注意・指示に従わない場合
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- (5) 客船入出港やイベント開催等により当施設内が混雑する場合
- (6) 客船入出港予定が変更した場合
- (7) 騒いだり走り回ったりした場合

※上記の項目に該当すると管理者が判断した場合、予約を受け付けず、また予約成立後であっても利用をお断りすることがございます。尚、このために生じた損害の賠償はいたしません。

8 利用時の注意事項

- (1) 荷物、貴重品等の管理は各自で管理し、万が一事故、盗難、紛失等について管理者は責任を負いません。
- (2) 万が一、火災、盗難、紛失、破損、不慮の事故、災害などが発生した場合、当施設ではその責任・負担は一切負いませんので予めご了承ください。保険等が必要な場合は利用者側でご加入下さい。
- (3) ご利用の期間中に床の隙間へものを落とすと取ることができません。また、床材に対し汚損された場合は速やかにお申し出ください。
- (4) ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (5) 裸足で歩いたり、手をついたりするとトゲが刺さる場合がありますのでご注意ください。
- (6) 施設では管理者の指示に従ってください。
- (7) 使用終了後は必ず原状回復をお願い致します。

- (8) 当施設の設備、什器備品など損傷、紛失された場合は実費賠償を申し受けます。
- (9) クルーズデッキ、スロープおよび新港側通路は避難誘導路にあたるため占有できません。
その為、占有利用を希望する際は別途警備員の発注が必要になります。